

平成 2 7 年 第 6 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(平成 2 7 年 6 月 3 0 日)

召集年月日 平成27年6月30日(火)

召集の場所 おおい町名田庄総合事務所

開会 平成27年6月30日 午前 9時58分

閉会 平成27年6月30日 午前10時30分

出席委員(18名)

1番	山本 修	2番	山本 治	3番	小原好一
4番	西 忠彦(会長)	5番	中川啓二	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	森口精治	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
16番	細川正博	17番	小間美也子	18番	福尾達雄
19番	藤原義隆	20番	小畑信幸		
21番	田中 廣(職務代理)				

欠席委員(4名)

6番	福井明美	13番	山下大三郎	15番	栗谷善一
22番	大下利男				

出席事務局

事務局長 反田志郎 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

報告第9号 農地変換届(万願寺)

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、6番福井委員、13番山下委員、15番粟谷委員、22番大下委員、の4名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案と報告1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成27年第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

委員会終了後は農政専門委員会が開催されますので農政委員の方々、よろしくお願い致します。

それでは、本日上程の3議案と報告事項1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、22名のうち18名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、8番 中嶋委員さんと9番 森口委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長

はい、議長

議案第16号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏が〇〇市の〇〇〇氏の農地10筆を、売買にて取得するものであります。

詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

譲渡人は〇〇に在住のため、土地の管理が出来ず〇〇氏に土地を買ってほしいと話がありました。

申請地のうち3筆は4月の委員会で報告いたしました〇〇の田から畑への変換地で、ビワを植えるものでございます。また、申請地の一筆が山林の中にあるように見えますが、地籍調査により畑として確認されております。

この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山本委員 はい、議長

山本委員 本案につきましては、24日の午前中、渡辺委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。

農地変換の3筆は、業者による埋立準備がされておりましたし、集落に近い畑は近所の方々が借りて野菜が作られておりました。

耕作放棄地となっているところ、山林の中ですが昨年の地籍調査で畑と地目認定されたところもございまして、農地を管理することの重要性を承知したうえでの譲受でございますので、許可できるものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第16号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議長 日程3 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。  
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第17号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が離れを建てるために父親の〇〇氏の農地を転用するものであります。  
詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長  
(議案朗読)

この申請の許可基準は、申請地は、第2種農地(その他の農地)の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

山本委員 はい、議長

山本委員 本案の現地も、24日の午前中に確認してまいりました。

母屋に借人夫婦も同居しているとのことですが、手狭になってきたということで、申請地も山際で手狭く作付けをしている畑でありましたが、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第17号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程2 議案第18号地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定についてを議題とします。  
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第18号は、地籍調査事業により登記地目を現況地目で登記認定するため、農振・農用地区域外に限定し、おおい町長より農業委員会に同意を求められたものであります。  
名田庄地域は平成20年度から調査を開始し、納田終、坂本、井上、西谷まで調査が進んでおります。  
詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

今回提案の件につきましては、6月16日午前、地籍整備課職員から農業委員会事務局に対し現地で説明を受け確認してまいりました。これを受け、24日に農地委員さんとの現地調査に至った次第であります。

今回の区域は名田庄井上地籍と同じく西谷地籍が対象となります。

対象農地は286筆、95,573㎡、約9町半です。

(資料に基づき説明)

地籍調査において、農地を農地以外の地目に変更する場合の町の考え方は、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実な場合に限り、町から農業委員会に一括照会し意見を求める。」こととなっております。

今回の地目認定につきましても、農振農用地区域外

であり、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実に認められることから、農地以外の地目に認定するものであります。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

渡辺委員 　　はい、議長

渡辺委員 　　本案の現地につきましても、24日に山本委員と現地を確認してまいりました。

時間の関係上すべては確認できず十分な報告はできませんが、農地から「宅地、雑種地」へ地目変更する筆を中心に確認してきましたのでご報告いたします。

まず、井上区につきましては、国道162号線沿いの複数の農地が宅地化されておりますことから、今回現況に合わせて「宅地」や「雑種地」に変更されます。

また、〇〇〇地籍では、南川に沿って広がる多くの農地が長年耕作されておらず、農地としての再生も困難なことから「原野」や「山林」に変更されます。

続いて西谷区では、集落上端の山際や、〇〇〇に沿って上がった「〇」地籍などにおいて、地元の土木建設会社の資材置き場にされている農地が数筆あり、「雑種地」とされます。

いずれも、農地以外に使用されるようになってから相当の年月が経過しており、早い段階で適切な指導を行うことの必要性を改めて痛感いたしました。

この他、〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇底地につきましては「宅地」に変更いたします。

全体的に見まして、住宅に隣接する農地が既に宅地として利用されていたり、山際の農地が植林されて山林となっていたり、耕作されずに相当の年月が経ち原野となっている事例が多く見られました。

また、宅地化されている農地につきましては、いずれも、現況は農地以外になって10年以上経過しているものであり、地籍調査事業を実施するにあたって町と農業委員会との取り決めに基づき行われておりますので、全体的には問題ないものと判断いたします。

以上です。

議長 　　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございま

せんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第18号地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について、本委員会は原案どおり同意するものいたします。

議長 日程5 報告第9号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第9号は〇〇〇区にて、3筆の田を畑にする変換届でございます。詳細については、書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

申請者が所有している7筆のうち、3筆は大規模農家が作付けをし、1筆は畑として利用しています。今年度の役場の細目書では、申請地3筆のうち2筆は調整水田、1筆は休耕となっております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

渡辺委員 はい、議長

渡辺委員 本案の現地につきましても、24日午前を確認してまいりました。

後継者は外に出て跡を継ぐ者がいないとのことですが、申請地の3筆ともしっかりと草刈がされておりました。

申請者は高齢ではありますが梅を栽培するとのこと、3筆合わせて3反の管理は大変だと思われそうですが、しっかり作付けしていただきたいと思えます。

議長 事務局からの説明と農地委員さんからの報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。



議 長        それでは、これをもちまして上程いたしました全ての  
日程を終了いたします。

議 長        それでは、その他につきまして、事務局よりお願いい  
たします。

書 記        （事務局報告事項）

議 長        それではこれで、平成27年第6回の委員会を終了い  
たします。慎重審議ありがとうございました。